

令和 7 年度

国営土地改良事業地区調査

旧迫川二期地区営農計画・効用調査その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区営農計画・効用調査その他業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」、「測量業務共通仕様書」によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区における、営農計画（案）の策定、効用調査、用水計画策定のための単位用水量調査及び三条資格者を特定するための土地所有状況調査を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする地域は、宮城県登米市及び涌谷町地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、設計業務共通仕様書第1-16条及び測量業務共通仕様書第16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立ち入りに当たっては、発注者と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条 本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は発注者と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても発注者が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条

1. 管理技術者は、設計業務共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画
	農 業	農業土木 農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画
博 士	農 学	—
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—

調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、監理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に駐在するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、監理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第１－８条 担当技術者は、設計業務共通仕様書第１－８条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第１－９条 設計業務共通仕様書第１－１１条及び測量業務共通仕様書１１条における業務組織計画の作成及び設計業務共通仕様書第１－１２条及び測量業務共通仕様書１２条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (１) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (２) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（ＡＧＲＩＳ）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第１－１０条 受注者は、設計業務共通仕様書第１－３７条及び測量業務共通仕様書３８条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、発注者からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第２章 作業条件

(参考図書)

第２－１条 本業務で参考とする図書は、設計業務共通仕様書第２－１条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	監 修	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社) 農業土木事業協会	平成５年５月

(貸与資料)

第2-2条 貸与資料は次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数量
1	新たな土地改良の効果算定マニュアル 農村振興局整備部 令和6年8月 農林水産省	1式
2	「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について」の一部改正について(令和6年4月1日 5農振第2592号)	1式
3	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川地区二期地区経済効果算定その他作成業務 報告書	1式
4	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区名寄調書その他作成業務 報告書	1式
5	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区用水計画検討その他業務	1式
6	関係土地改良区転用調書(令和6年度分)〔迫川沿岸土地改良区〕	1式
7	関係市町水田台帳(令和6年)〔登米市、涌谷町〕	1式
8	関係市町地域計画(R6年度末 公表)(登米市、涌谷町)	1式
9	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(登米市、涌谷町)	1式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-3条 第2-1条、第2-2条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を使用するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、発注者の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 この業務における作業項目は次のとおりである。

なお、詳細は別紙1【作業項目内訳表】に示すとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1式	
2. 畑地作付状況調査	1式	
3. 営農計画(案)の策定	1式	
4. 効用調査	1式	
5. 単位用水量調査	1式	

作 業 項 目	数 量	備 考
6. 土地所有状況調査	1 式	
7. 点検とりまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

- (1) 作業の手順、方法等については発注者と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
- (2) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、発注者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (3) 現地調査に当たっては、施設管理者と調整の上行うものとする。
- (4) 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。
- (5) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に発注者の承諾を得るものとする。
- (6) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 設計業務共通仕様書第1-10条及び測量業務共通仕様書第10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（畑作作付調査（春）の整理段階）

第3回 中間打合せ（土地所有調査3条資格者リストの作成段階）

第4回 中間打合せ（営農検討部会資料作成段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せなどを行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は設計業務共通仕様書第1-11条及び測量業務共通仕様書11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を設計業務共通仕様書第1-17条及び測量業務共通仕様書18条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部提出するものとする。

- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5－2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7－25 盛岡合同庁舎3階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係機関等との調整により作業項目等に追加が生じた場合
- (6) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と協議するものとする。

別 紙 1

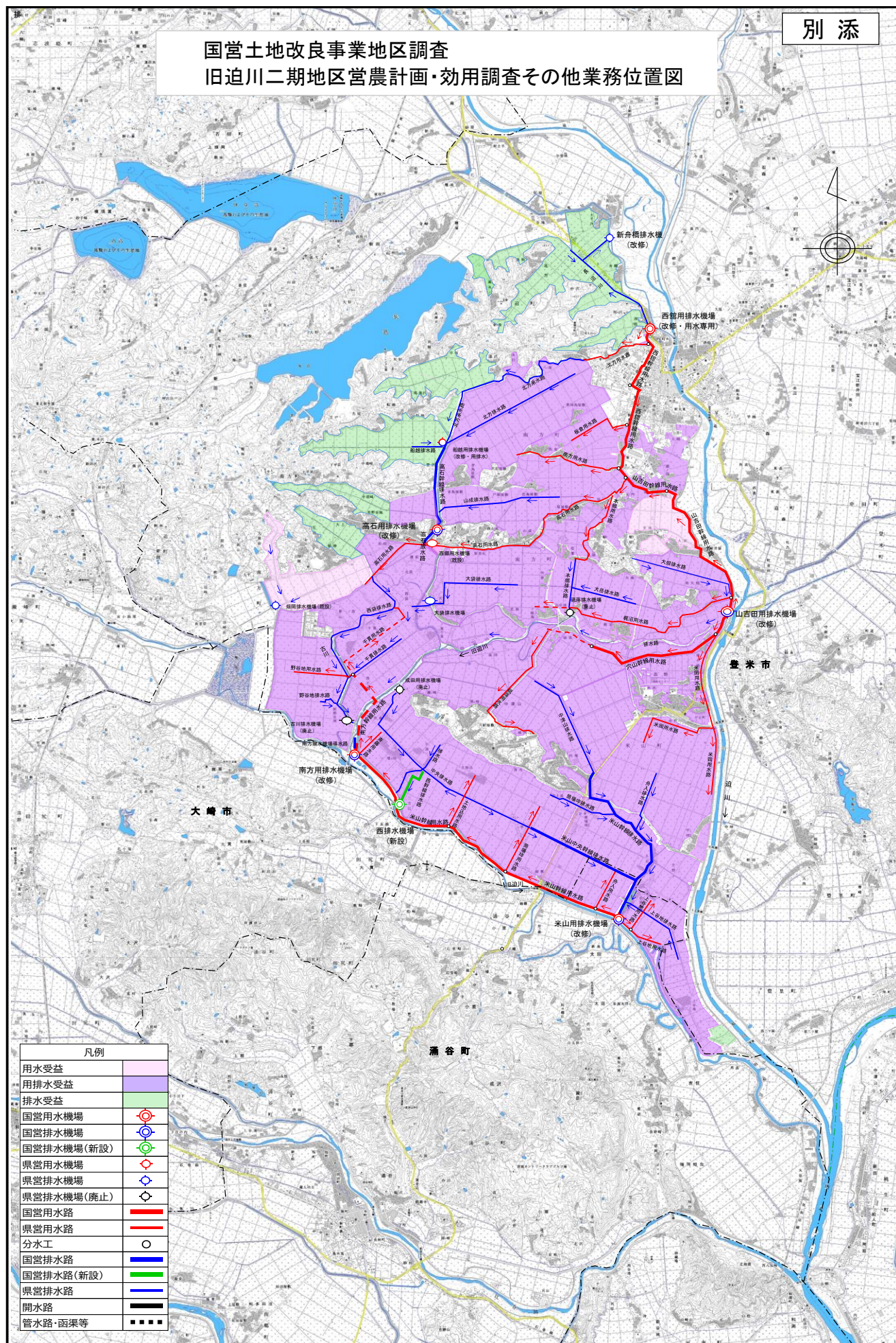
【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
1. 準備作業 1-1. 資料の検討	第2-2条の貸与資料から、作業に必要な内容を把握し基礎資料として整理する(作業項目5-1. 資料の検討を除く)。	○
1-2. 現地踏査	作業に必要な現地の状況を事前に把握するため、現地踏査を行う(作業項目5-2. の現地踏査を除く)。	○
2. 畑地作付状況調査	受益地内の地目畑(約30ha)の作付状況について、春と秋の2回現地調査を行い、とりまとめる。なお、具体的な調査時期は発注者から指示する。	○
3. 営農計画(案)の策定 3-1. 営農計画(案)の策定等	第2-2条の貸与資料を基に営農計画(案)を更新する。また、営農検討部会における指摘事項に関し、発注者の指示に基づき修正を行う。	○
3-2. 営農検討部会説明用資料等の作成	3-1. で作成した営農計画(案)を基に、営農検討部会での説明用資料を作成する。なお、部会は1回を予定しているが具体の日は発注者が指示する。	○
3-3. 営農検討部会の運営	本業務に係る営農検討部会に参画し、説明の補助及び打合せ記録の作成を行う。なお、部会は1回を予定しているが具体の日は発注者が指示する。	○
4. 効用調査 4-1. 総費用の算定	第2-2条の貸与資料を基に、当該事業費、再整備費(予防保全費含む)の精査、関連事業の概定及び諸係数の更新等を行い、総費用を算定する。 【作業事項】 ①当該事業費及び関連事業費の修正 ②総費用算定対象施設の精査(関連事業は概定) ③総費用算定対象施設の評価期間における再整備費(予防保全費含む)の精査 ④諸係数等の更新	○
5. 単位用水量調査 5-1. 資料の検討	第2-2条の貸与資料から、作業に必要な内容を把握し、基礎資料として整理する。	○
5-2. 現地踏査	作業に必要な現地の状況を事前に把握するため、現地踏査を行う。	○
5-3. 代かき用水量調査	調査対象水田に発注者が貸与する代かき用水量測定機材(パーシャルフリューム、圧力式水位計)を設置し、代かき期間におけるほ場への流入量を計測する。 また、代かき終了後は速やかに測定機器を撤去する。 調査地点: 8地点 測定時期: 4/26~5/10(代かき期間)のうち入水期間 調査地点、測定時期及び機器撤去の詳細は、発注者と協議の上決定する。	○
5-4. 減水深調査	調査対象水田に発注者が貸与する水田用水位計(圧力式水位計、データロガー)を設置し、日減水深の測定を行うとと	○

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
	もに、データロガーに記録されたデータを回収する。また、落水後は速やかに測定機器を撤去する。 なお、データ回収に当たっては、計器が正常に稼働しているか確認し、必要に応じて電池交換を行う。 調査地点：12地点 測定時期：5/11～9/10（普通期）のうち田植えから落水まで データ回収時期（6、7、8月、機器撤去時） 調査地点、測定時期及び機器撤去の詳細は、発注者と協議の上決定する。	
5-5. 畑地水分調査	畑利用されている調査対象水田に監督職員が貸与する測定機器（土壌水分計、データロガー）を設置し、土壌水分の測定を行う。 また、かんがい期間終了後速やかに測定機器を撤去する。 調査地点：3地点（1地点当たり4層） 測定時期：4/26～9/10（かんがい期間）のうち作付後から収穫まで データ回収時期（5-4.減水深データ回収時、機器撤去時） 調査地点、測定時期及び機器撤去の詳細は、発注者と協議の上決定する。	○
5-6. 単位用水量の整理、点検とりまとめ	用水計算に必要な諸元（土壌タイプごとの代かき用水量、日減水深及び還元田割増率、かん水率、土壌水分消費型、日消費水量、TRAM（全容易有効水分量）、間断日数）を水利権諸元と比較検討しながら整理、点検とりまとめを行う。	○
6. 土地所有状況調査		
6-1. 受益地の精査		
6-1-1. 一筆調書データベースの更新	過年度業務成果と第2-2条の貸与資料から、以下のとおり一筆調書データベースを令和7年4月1日時点で更新する。 ①受益面積については、第2-2条の貸与資料を用いて転用実績を過年度業務成果から差し引く。 ②三条資格者に係る情報については、第2-2条の貸与資料の内容に置き換える。	○
6-1-2. GISデータの更新	過年度作成したGISデータに対し、6-1-1.で行った作業内容について更新する。 なお、GISデータはArcGIS10.8.1で操作可能なものとする。	○
6-2. 共有地の名寄調書の作成		
6-2-1. 三条資格者リストの整理	6-1-1.で更新した一筆調書データベースから、共有地（約170筆）の所有者の存命確認を各市町村に依頼するための整理リストを作成する。 なお、各市町村への存命確認依頼は発注者で対応予定である。	○
6-2-2. 相続関係説明図の作成	存命確認の結果、所有者の死亡が確認された場合は、所有者を交替させるため以下の作業を行う。（共有地所有者のうち30人程度を想定）	○

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
	①死亡者について、各市町村に戸籍簿等を申請するための申請書の作成 ②交付された戸籍簿等を用いて、相続関係説明図を作成 ③相続関係説明図が完成した死亡者について、法定相続人による共有地として監督職員の指示のもと一筆調書データベースの情報を修正 なお、各市町村への戸籍簿等の申請及び受取は発注者で対応予定である。	
6-2-3. 名寄調書の作成	6-1-1. で更新した一筆調書データベースをもとに6-2-2. の結果を反映した上で、三条資格者に係る名寄調書を発注者の指示する様式に沿って作成する。	○
7. 点検とりまとめ	成果資料の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う（5-6. 単位用水量の整理、点検とりまとめを除く）	○

国営土地改良事業地区調査
旧迫川二期地区営農計画・効用調査その他業務位置図



畑地作付状況調査位置図

